

## 埼玉県花と緑の振興センターフォトコンテスト応募規約

### 1 募集する作品

- (1) 埼玉県花と緑の振興センター（以下「センター」と言います。）で撮影した植物又は風景の写真
- (2) テーマは「センターの四季」とし、ワンシーズンを撮影した応募もできます。
- (3) 応募者本人が撮影した未発表かつ未応募の写真に限ります。
- (4) 撮影期間は令和4年4月1日以降に撮影したものとします。
- (5) 応募作品は応募1回につき4点まで、応募回数は同一年度4回までとします。
- (6) 画像形式はJPEG、サイズは計14000KB以下に限ります。
- (7) 次の写真は応募の対象外とします。
  - ・ 鳥類や昆虫など、植物以外の生物を主な被写体とした写真
  - ・ 人物が写りこんでいる場合、顔や名札など個人が判別できる写真
  - ・ 合成又は加工によりセンター内の実景とは明らかに異なる写真

### 2 応募の方法（手順(1)～(3)）

#### (1) 応募者登録

- センターホームページの「[お問い合わせフォーム](#)」に氏名など応募者情報を入力して送信してください。フォームの入口は、「施設とアクセス」のページの下の方にあります。
- 次の情報の入力必須とします。
  - 氏名（本名）、住所、電話番号、メールアドレス
- 「お問い合わせ内容」欄に、「フォトコンテスト応募」、「公表時の応募者名（本名又はニックネームの別）」を必ず入力してください。

#### (2) 応募者登録確認メールの送信

センターから応募者あて、応募者登録確認のメールを送信します。

#### (3) 応募作品の送信

応募者登録確認メールへの返信メールに、応募作品（画像データ）を添付ファイルにして、センターあてに送信してください。

添付ファイルのサイズが計14000KBを超えると受信できませんのでご注意ください。

### 3 応募作品の公表と懸賞

- (1) 応募作品はセンターで審査の上、センターホームページ又はセンター庁舎内で随時公表します。
- (2) 令和4年11月30日までに応募いただいた作品の中から、優秀作品の撮影者3名様にセンター特製クリスマスリース（予定）を贈呈します。

#### 4 応募作品の著作権など

- (1) 応募作品は撮影者が全ての著作権を有している写真とし応募後の著作権は撮影者に帰属します。
- (2) 応募者は、応募作品をセンターホームページ又は庁舎内掲示で公表することを許諾するものとします。公表に際しては、応募者の氏名又はニックネームを表示します。
- (3) センターが応募作品を上記(2)以外の目的で利用したり第三者に提供したりすることはありません。なお、上記(2)以外の目的で利用する必要が生じた場合、センターは応募者に目的や条件等を説明した上で、許諾が得られた場合のみ利用します。
- (4) 応募作品又は類似作品が他に公表されていたり他のコンテスト等に応募していることが判明した場合、応募作品の公表を中止する場合があります。

#### 5 個人情報保護

応募に際してセンターが収集した個人情報は、埼玉県個人情報保護条例の規定に則してお取り扱いします。

#### 6 お問い合わせ

埼玉県花と緑の振興センター 電話048-295-1806 (8:40~17:15)